

2012/09/04 15:08 現在の情報です。

横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号
株式会社インタラクティブメディアミックス
会社法人等番号 0200-01-056749

商 号	株式会社インタラクティブメディアミックス	
本 店	横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号	
公告をする方法	官報に掲載して行う。	
会社成立の年月日	平成6年8月5日	
目 的	1. <u>音楽、映像、ゲーム、書籍、その他コンテンツの企画、制作、投資、配信、配給、興行およびこれらのパッケージメディアの企画、制作、製造、販売ならびに施設運営および広告代理業</u> 2. <u>タレント、アーティスト、モデル、その他のマネージメントおよびプロモーション業務</u> 3. <u>インターネットおよび携帯電話を利用したコンテンツ配信システム、電子商取引システム、その他システムの開発、販売ならびにこれらのコンサルティング</u> 4. <u>著作権、商標権、肖像権、ノウハウ、その他の知的財産権の取得、管理および譲渡ならびにこれらの仲介</u> 5. <u>食品、酒類等飲料、日用品雑貨、化粧品、その他の企画、製造、販売および飲食店、その他店舗の経営</u> 6. <u>旅行業、留学斡旋業、翻訳業、通訳業および語学教室の経営</u> 7. <u>上記各号に付帯する一切の業務</u>	
	1. 音楽、映像、ゲーム、書籍、その他コンテンツの企画、制作、投資、配信、配給、興行およびこれらのパッケージメディアの企画、制作、製造、販売ならびに施設運営および広告代理業 2. タレント、アーティスト、モデル、その他のマネージメントおよびプロモーション業務 3. インターネットおよび携帯電話を利用したコンテンツ配信システム、電子商取引システム、その他システムの開発、販売ならびにこれらのコンサルティング 4. 著作権、商標権、肖像権、ノウハウ、その他の知的財産権の取得、管理および譲渡ならびにこれらの仲介 5. 音楽・映像著作物の利用の開発ならびにコンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオなどの原盤の企画・制作および楽譜・台本などの出版 6. 食品、酒類等飲料、日用品雑貨、化粧品、その他の企画、製造、販売および飲食店、その他店舗の経営 7. 旅行業、留学斡旋業、翻訳業、通訳業および語学教室の経営 8. 上記各号に付帯する一切の業務 平成22年10月 8日変更 平成22年10月19日登記	
発行可能株式総数	8万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万5480株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金1億円	平成20年 6月24日変更 平成20年 6月25日登記
株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。</u>	
	<u>当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は株主総会の承認を受けなければならない。</u> 平成20年12月26日変更 平成21年 1月15日登記	
	当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は、代表取締役の承認を受けなければならない。 平成22年 9月30日変更 平成22年10月19日登記	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社本店	
	平成20年12月26日株主名簿管理人中央三井信託銀行 平成21年 1月19日登記	

	株式会社を廃止	
役員に関する事項	取締役 孫 一 亨	平成19年 9月28日重任 -----
	取締役 孫 勤 亨	平成19年 9月28日重任 -----
		平成20年12月 2日辞任 -----
		平成21年 1月15日登記
	取締役 兼 若 逸 之 (社外取締役)	平成19年 9月28日重任 -----
		平成20年12月22日辞任 -----
		平成21年 1月15日登記
	東京都世田谷区深沢七丁目22番11号 代表取締役 孫 一 亨	平成19年 9月28日重任 -----
	東京都町田市南つくし野四丁目12番24号 代表取締役 孫 一 亨	平成20年 7月 4日住所 移転 -----
		平成20年 7月 9日登記
	横浜市西区みなとみらい四丁目10番3-W1 506号 代表取締役 孫 一 亨	平成22年 1月18日住所 移転 -----
		平成22年10月19日登記
	監査役 朴 錦 姫	平成20年 9月29日就任 -----
		平成20年10月 7日登記
		平成20年12月22日辞任 -----
		平成21年 1月15日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することが出来る。 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することが出来る。	
	平成20年12月26日廃止 平成21年 1月15日登記	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	
	平成20年12月26日廃止 平成21年 1月15日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
	平成20年12月26日廃止 平成21年 1月15日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	

	平成20年12月26日廃止	平成21年1月15日登記
登記記録に関する事項	平成20年3月24日東京都渋谷区神泉町8番16号から本店移転	平成20年4月1日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。